

## 中間到達度検証問題・解説

2019 年 4 月 26 日

松岡 久和

### 【出題趣旨】

改正された点を含めて、保証に関する種々の問題を、適用条文を指摘しつつどこまで適切に拾い出せるかを問う比較的基本的な問題である。

#### (1) 種々の主張とその見通し

- |               |  |
|---------------|--|
| ①本件消費貸借の適法性   | 利息制限法 1 条 3 号の上限内 (年利 15%)   |
| ②事業債務個人保証該当性  | 465 条の 6 第 1 項・465 条の 9 (経営者保証) 非該当  |
| ③公正証書における口授内容 | 465 条の 6 第 2 項 1 号イ  |
| ④保証債務の付従性     | 緩和されていて予定通りの主たる債務が成立していればタイムラグがあっても無効とは言えない。   |
| ⑤期限の利益喪失      | 当該条項について契約書を交付されるなどにより Y が十分知りえたかどうか問題にする余地はあるが、期限の利益の喪失がなくても 4 月 2 日には弁済期が来るので争っても意義は乏しいだろう。  |
| ⑥財務諸表の虚偽記載    | 動機の錯誤 「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた」と言いにくい。<br>詐欺 96 条 2 項。二段の故意の立証が難しい。ここをクリアすれば、今回は、保証契約締結時に事情を知っている B が Y の代理をしていることから 101 条 2 項によって取消しができるかもしれない。<br>情報提供義務違反 465 条の 10 第 1 項 1 号違反。債権者 X は通常は情報不告知・不実告知を知りえないので取消しが困難だが、やはり 101 条 2 項によって取消しができるかもしれない。 |
| ⑦担保不提供        | 動機の錯誤 ⑥に同じ<br>詐欺 96 条 2 項。不提供理由次第。二段の故意の立証が難しい。ここをクリアすれば 101 条 3 項本文を使えるかも。<br>情報提供義務違反 465 条の 10 第 1 項 3 号違反。⑥同様、取消しの可能性がある。  |
| ⑧相殺による履行拒絶権   | 457 条 3 項。代表取締役が不在なので相殺の意思表示はされていないとして、相殺の効力は未発生だとしても、履行拒絶の抗弁は可能。  |

#### (2) 連帯保証人の一人に対する求償

条文通りなら、465 条 1 項により半額の求償が可能であるのみのように思われるが、B

## 2019年度民法総合演習（HA）

とYの関係及び「もしAが支払えなくてもBの保証債務の履行や抵当権の実行によってXの債権は全額確実に回収されるので、決してYには迷惑をかけることはない」との言明から、最終的にはBが全部を負担するという黙示の合意を読み取れるかもしれない。

なお、今後の問題の展開としては、BDの仮装離婚とか相続発生、Xその他の債権者の代物弁済などを設定し、事後求償権を被保全債権として、詐害行為取消権を行使できるかを問う問題との結合を想定していた。